

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見

別紙2

(意見募集期間: 令和6年 10 月3日(木)～同年 11 月1日(金))

意見提出者一覧

計4件

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人A
2	中部テレコミュニケーション株式会社
3	楽天モバイル株式会社
4	KDDI株式会社

電気通信事業法施行規則等の一部改正

該当箇所	御意見
光回線再利用に係る機能の追加	・「接続料の算定等に関する研究会 第八次報告書」の第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性の向上 情報開示のあり方（※該当箇所 139 頁：②開示する情報については、まずは、下記の内容を明記することが適当である。A）開発・改修する想定機能数及び必須／付加の別）を受けて、光回線再利用に係る機能について、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT 東西殿」といいます。）が、関係する接続事業者との協議を経て、必須機能と付加機能に分けられている認識です。 ・しかしながら、NTT 東西殿の接続約款において、第一種指定電気通信設備に係る接続関連システムの必須機能・付加機能に定義がなされておらず、また NTT 東西殿主催の「システム意見交換会」においてもその定義に関して明確な説明がなされておらず、透明性が確保されておりません。 ・このような状況下では、明らかに特定の用途を前提とした特定の事業者しか利用しない機能についても、必須機能と整理される虞があり、その機能を利用しない接続事業者もその機能に係る開発・改修費を負担することとなり、過度な負担となる可能性があります。そのため、今後接続料の算定等に関する研究会等を通じて、第一種指定電気通信設備に係る接続関連システムの必須機能・付加機能の定義を整理していただくことを要望します。 （中部テレコミュニケーション株式会社）
（光信号引込等設備の取扱い） 第 34 条の 6 協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了したときは、その接続の終了と同時に、その光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設（略）を用いて、当社が接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始した場合（略）当社はその光信号引込等設備の維持等を開始するものとします。	○シェアドアクセス方式の分岐端末回線においては、見直し時期後（2025 年 2 月 26 日以降）に新たに残置される回線の維持および撤去に係る費用は、基本的な接続料の原則どおり現用回線数に応じた負担（網使用料の算定対象）となり、事業者個別の負担は不要とする見直しが予定されています。一方、見直し時期前（2025 年 2 月 26 日前）から残置されている回線（以下、「既存残置回線」）については、見直し時期後においても現行ルールのまま事業者の個別負担とされています。 新規残置回線に係るコストの網使用料化については、接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった特殊な状況が解消していることを理由に見直しされたものであり、この点においては既存残置回線も同様であると考えます。 接続事業者・光コラボ事業者間の引込線転用スキームが 2025 年 2 月 26 日に開始され引込線の効率性が高まることを見込まれることから、今後、設備の利用実態や効率化の状況等を踏まえ、既存残置回線に係る接続料の算定方法の在り方を含め、見直しを検討していく必要があると考えます。

第 34 条の 6 第 6 項 第 1 項の規定にかかわらず、当社が協定事業者から光信号分岐端末回線との接続の終了と同時に、現に利用する光信号引込等設備の撤去を要望されたとき、当社はその光信号引込等設備を撤去するものとします。 (略) (光信号引込等設備に係る負担額の支払義務) 第 68 条の 2 第 34 条の 6 (光信号引込等設備の取扱い) 第 6 項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、協定事業者は、料金表第 4 表 (光信号引込等設備の撤去に係る負担額) 第 2 (光信号引込等設備の撤去に係る負担額) に規定する負担額を支払うことを要します。	○引込線設備の効率化や利用者の利便性向上のためには、継続的に、引込線設備の再利用促進を図ることや不要な残置回線の撤去を進めていくことが必要であると考えます。 利用者がサービスの利用を終了した際に事業者等から撤去の要望があった場合を除き、原則全ての回線を残置する運用としてしまうと、不要な残置回線の増加につながる恐れがあるため、再利用可能性を考慮した残置・撤去の判断が必要であり、再利用可能性のない無い不要な残置回線は可能な限り撤去する運用を行う必要があると考えます。効率的な残置・撤去の判断方法および不要な残置回線であるか否かの判断基準等については、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書に考え方が示されているとおり、光回線再利用が開始される 2025 年 2 月 26 日までに一定の整理・結論が得られるよう、引き続き、事業者間で協議・検討を行う考えです。 また、より多くの設備形態が光回線再利用の対象となることは再利用の促進のためにも重要であると考えることから、可能な限り早期にキャビネット渡しも光回線再利用の対象となるよう、引き続き NTT 東・西殿と関係事業者間にて検討を進めることが必要と考えます。 (KDDI 株式会社)
附則 6 協定事業者が第 23 条 (接続用設備の設置又は改修の申込み) 第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する交換機又は交換機の伝送装置で接続する場合において、PSTN マイグレーションに係る多数の関係電気通信事業者による協議の場合 (以下、「意識合わせの場合」) における協議の結果に基づき、接続用設備の減設又は接続回線の廃止の申込みを行うときは、当社は申込み時期にかかわらず、第 23 条 (接続用設備の設置又は改修の申込み) 第 2 項第 4 号に則り申込みさ	STM-POI 廃止に係る工事費・網改造料の特例措置 (附則 6 および 7) については、NTT 東・西殿において工事の受付および実施を一括で進める予定であることや事業者間の公平性の観点から必要な措置であると考えため、賛同いたします。 一方、接続用設備の減設又は接続回線の廃止に関わる工事単価については、約款上、算定対象年度の「原価」(LRIC で算定) を前々年度の「工事パス数」で除することで算定されており、前々年度の「工事パス数」が少ない場合は工事単価の上昇が懸念されます。 STM-POI 廃止前の 2022 年度～2024 年 12 月までの期間はマイグレ移行期であることから通常の回線廃止工事が抑制された状態であり、かつ 2025 年 1 月～3 月および 2025 年度以降に比較的短期間において大量の廃止工事が実施される見込みです。 従前どおりの方法で工事単価を算出した場合、実際には、2025 年 1 月以降、大量の廃止工事が実施されるにも関わらず、2023 年度の「工事パス数」が極端に少ないため、2025 年度の工事単価が高騰し、実態に即さない工事単価となるおそれがあります。PSTN マイグレーション意識合せ会合の場合において、IC 階梯の作業効率化による工事単価の低廉化も検討

れたものとみなします。 （IP 網移行期の接続料における網改造料に関する特例措置） 7 協定事業者が料金表第 1 表第 2（網改造料）1－1 表中第 49 欄の機能に係る設備を利用している場合であって、意識合わせの場における協議の結果に基づき利用中止を申込むときは、第 66 条（網改造料の支払義務）第 1 項の規定にかかわらず、意識合わせの場において合意した当該設備の利用中止の期日を含む月までの期間に係る当該網改造料の支払いを要するものとします。	されておりますが、工事単価そのものの算定についても、大量の廃止工事数を踏まえた補正等の措置が必要だと考えます。 そのため、総務省においては、今回の PSTN マイグレーションにおける膨大な工事量を反映するなど実態に合わせた算定方法の補正を検討いただき、補正しない場合に比べて、より実態に即した工事単価となる場合は当該補正を採用することを要望いたします。 （KDDI 株式会社）
様式第 12（接続申込書）	「令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間におけるその機能に係る需要の実績値を乗じて得た額を協定事業者と精算するものとします。」（別添 1：P18-19、別添 2：P18）とする両社の記載には異論はございません。 他方、「IP 網への移行後の音声接続料の在り方」（令和 6 年 6 月 17 日情報通信審議会答申）において「令和 6 年 12 月までに NTT 東日本・西日本から接続事業者に対し、接続料に係る予測値の開示等が行われることが望ましい」とされていることから、本年中に接続料に係る予測値を開示して頂きますようお願い致します。 （楽天モバイル株式会社）
その他	今役所がこのテーマにギャアギャア言い始める理由がわからない 悪いことやろうとしてるような空気を感じる 物価と減税と賃上げにもっと必死になったら？ 税金使ってまでやることなの？ それに人にも説明する場においてダラッダラダラッダラダラッダラダラッダラ文字列列挙して分からせる気ゼロなのも腹立つ 無意味な行為ならやらない方がマシでは？ 人には伝える気がないなら伝わらないよ？

	人にものを伝えるって大学でどうやれって習った？ (個人 A)
--	--

以上